

議案第52号

独立当事者参加について

損害賠償等請求事件の訴訟告知に対し別紙のとおり当事者として訴訟に参加したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月22日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、求償債務が存在しないことの確認を請求するため必要があるからである。

- 1 裁判所 名古屋地方裁判所
- 2 事件名 平成28年(ワ)第5712号 損害賠償等請求事件
- 3 当事者 参加申出人 愛西市
原告 愛西市在住
(甲)
告知人
被告(相手方) 愛西市在住
(乙-1)
告知人
被告(相手方) 愛西市在住
(乙-2)
被告 愛西市在住
(丙-1)
被告 愛西市在住
(丙-2)

4 請求の要旨

(1) 愛西市の相手方らに対する不真正連帯債務者間の求償債務が存在しないことを確認する。

(2) 参加による訴訟費用は、相手方らの負担とする。

5 訴訟の取扱い 判決の結果必要がある場合は、上訴する。